

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 ELEMENTS と称し、英文では ELEMENTS,Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 個人決済代行業務
- 2 前払式支払手段発行業
- 3 顧客管理システムの企画・開発・運営
- 4 WEB・スマートフォンアプリの企画・開発・運営
- 5 決済システムの企画・開発・運営
- 6 生体認証システムの企画・開発・運営
- 7 画像解析・機械学習技術を活用したマーケティングデータ提供サービス
- 8 画像解析技術を用いた自動車その他の物の画像分析データ提供サービス
- 9 インターネットでのマーケティングリサーチおよび各種情報提供サービス
- 10 業務改善コンサルティング業
- 11 食料品・酒類の販売
- 12 有価証券の保有および投資
- 13 経営指導および財務管理、労務管理の事務処理の受託
- 14 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡
- 15 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、以下の機関を設置する。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80,186,800 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手續、株主名簿管理人等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2. 代表取締役が事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第20条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当会社の監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び業務執行）

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 代表取締役に事故又は支障があるときは、互選により他の取締役がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役が提案した決議事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役に対する報酬等)

第29条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除・責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、同法第423条第1項に基づく任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された

株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当の支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附則

(法令の準拠)

第 42 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

2017 年 2 月 22 日改正

2018 年 2 月 27 日改正

2020 年 3 月 2 日改正

2021 年 2 月 26 日改正

2022 年 2 月 24 日改正

2022 年 9 月 28 日改正

2022 年 10 月 13 日改正